

衆議院議員野間友一君提出アメリカのグレナダ侵攻に関する質問に対する答弁書

昭和五十八年十一月八日受領

答弁第一二号
(質問の 一二)

内閣衆質一〇〇第一二号
昭和五十八年十一月八日
内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員野間友一君提出アメリカのグレナダ侵攻に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員野間友一君提出アメリカのグレナダ侵攻に関する質問に対する答弁書

一及び二の 2 について

今回の事件に関しては、政府としては、実力行使を含む事態の発生を見るに至ったことは遺憾であると考えている。他方、今回の米国の行動については、米国人の安全確保の問題や、関係諸国の強い要請等の事情があつたと理解している。いずれにしても、一日も早く事態が安定化し、米国を含む外国軍隊の撤兵が実現することを望むものである。

二の 1 並びに四の 1 のア、四の 2 及び 3 について

(1) 米国政府は、今回の派兵の根拠として、次のように説明している。

ア 米国は、東カリブ海諸国機構加盟国から同機構設立条約に基づく集団的措置に援助を与えるよう要請された。

イ この集団的措置は、グレナダにおいて、ビショップ首相殺害（十月十九日）以後政府が機能しなくなった状況の下で、スカーン総督の要請に応じて行われたものである。

ウ グレナダ在留の米国民保護のための活動は、国際法上の諸原則によつて正当化される。

(2) このような米国政府の説明にある事実関係を前提とする限り、米国の行動は、国際法上合法と認められると考えられるが、政府としては、前提となつている事態の詳細について承知していないので、最終的な法的判断を述べる立場にない。

(3) 「予防的防衛」とはいかなる意味で用いられているのか明らかではなく、また、我が国は東カリブ海諸国機構設立条約について有権的に解釈する立場にはない。

二の 3 について

(1) ソ連によるアフガニスタン侵入については、侵入が開始された当時、アフガニスタンに同国を有効に支配する正当政府が存在していたにもかかわらず、ソ連軍が同国に侵入し、同国政府を倒したことは、周知の事実である。

(2) 他方、米国の今回の行動については、米国政府は前述のとおり説明をしており、その説明によれば、アフガニスタンの場合とグレナダの場合とは、本質的な差が存在するので、同一には論じ得ない。

三について

米軍のグレナダ派兵については、事後において在日米国大使館から、米軍の派兵の事実及びその理由について口頭で簡単な説明があった。

四の1のイについて

米国政府の説明によれば、グレナダの革命軍事評議会は、十月二十四日に空港を開き外国人の退去を許可するとしていたが、実際には実現されなかつたため、今回のような措置を執つたとされている。

四の1のウについて

グレナダの革命軍事評議会が、十月二十四日に空港を開き外国人の退去を許可するとしていたとの米国政府の説明については、在米国大使館から情報を得た。在トリニダッド・トバゴ大使館においては、グレナダの在留外国人の安全について確たる情報は得られなかつた。なお、グレナダに在留邦人がいないとの報告は得ている。

五について

米国が、グレナダ総督に臨時政府を樹立させる計画を有しているということについては、承知していない。

右答弁する。

アメリカのグレナダ侵攻に関する質問主意書

昭和五十八年十月二十九日提出

質問第一二号

アメリカのグレナダ侵攻に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年十月二十九日

提出者 野間友一

衆議院議長 福田 一 殿

アメリカのグレナダ侵攻に関する質問主意書

今回、レーガン米政権が佐渡が島の半分弱の面積、人口わずか十一万人の極小国グレナダに対して行つた軍事侵攻は、グレナダ民族の主権を力で踏みにじつた侵略行為であつて、国際法上いかなる意味でも正当化することのできない蛮行である。

非同盟諸国、社会主義諸国を始めフランス、イタリア、西ドイツなどの諸国がアメリカのグレナダ侵略を非難し、十月二十五日、二十六日両日の国連安保理事会において、アメリカとともにグレナダに出兵した国を除いては各国がこぞつてアメリカを非難したのは当然のことである。二十八日の安保理事会ではグレナダ侵略非難決議が、アメリカの拒否権によつて葬られたとはいえ、賛成十一カ国（棄権三、反対はアメリカ一国のみ）の支持を得ている。

ところが中曽根首相は、「在留米人の保護と関係各国からの要請でやむをえずあなつ

たことは理解できる」(十月二十六日付「毎日」)とアメリカの蛮行に理解を表明した。アメリカのかかる侵略行為を擁護することは、国際正義も道理も投げすてた許し難い態度である。

今日の事態の重大性にかんがみ、若干の質問をする。

一 中曽根首相が行った、「在留米人の保護と関係各国からの要請でやむをえずあなつたことは理解できる」との発言における「理解できる」とは、アメリカのグレナダ侵略それ自体を容認したものかどうか。

また、この首相発言が政府の統一見解であるのか。

二 アフガニスタン問題では、「ソ連の軍事的行動は国際の平和及び安全を損うもの」と批判し、「軍事介入を直ちに停止」することを要求した(昭和五十四年十月二十九日外相談話)が、

1 今回のアメリカの軍事侵攻は「国際の平和及び安全を損うもの」ではないというのか。

2 米軍など侵略軍はグレナダから即時撤退すべきと考えないのか。なぜ撤退要求をしないのか。

3 ソ連のアフガニスタン侵略の際と同じ態度がとれないのはどういう理由か。

三 グレナダ侵略について、レーガン政権からは事前に通知があつたか。また、事後アメリカから説明があつたかどうか。あつたとすればその内容を明らかにされたい。

四 レーガン大統領は十月二十五日、米海兵隊のグレナダ上陸について、①千人の米国人を含む市民の安全確保、②これ以上の混乱の回避、③グレナダの法と秩序の回復、という三つの理由を挙げた。これが、グレナダ侵略を正当化する理由とならないことは明白である。

1 米国人の安全確保という理由について

ア 今日、国連憲章は、自国民保護を理由として軍事侵攻すること自体を許していない。

ましてやグレナダ政権は、米国人を含むグレナダ在住のすべての外国人の安全を保障し、米英外交官を国内情勢の調査のために国内に招き入れることさえしていた。これは、米国大学生など五百人の関係者がいるセントジョージズ医科大学の学長(米国人)や副学長が、「当地の米国市民はまったく危険にさらされていない」、「グレナダ政府は米市民の安全を約束していた」と、述べていることから確かなことである。

こうした事実を無視し、政府は、自国民保護を目的とした軍事侵攻が国連憲章と国際法が許しているとでも解釈しているのかどうか。

イ レーガン政権が、グレナダ政権によつて在留米国人の安全が約束されているにもかかわらず、これを無視したことを外交的にも許されないこととみているのか。

ウ 中曽根首相は、グレナダ政府によつてグレナダ在留米人の安全が保障されていたことについて、在外公館から情報を得ていたのかどうか。在グレナダ大使館を兼轄しているトリニダードトバゴ大使館は、グレナダにおける在留外国人の安全について、どういう情報を外務省に送っていたのか、内容を明らかにされたい。

2 グレナダの混乱を回避するためとか、グレナダの法と秩序の回復のためとかいう理由について、これこそグレナダ国民自身が解決すべき完全な内政問題である。政府は、グレナダの内部問題に対するレーガン政権の介入を支持するのか。いつたい、アメリカの介入は国連憲章と国際法のどういう根拠に基づいて正当化されるというのか、明確にされたい。

3 さらに、首相が発言した「関係各国からの要請」について

ア 東カリブ海諸国機構(OECS)の議長であるドミニカの首相が、今回の軍事侵攻が「新たなマルクス主義政権の軍事力増強に対処する予防的防衛策」と述べているが、OECS条約は“予防的防衛”のために軍事侵攻することを取り決めているのか。だとす

れば、それは国連憲章に違反した取決めではないか。O E C S 条約上の根拠及び国連憲章との関係について見解を求めろ。

イ このようなO E C Sの要請なるものがアメリカのグレナダ侵略の理由となるなら、周辺諸国が、主権国の政治・外交方針が好ましくないというだけで外国の軍事力を使つて当該主権国の政権を打倒するという無法状態を容認することになる。これは、少なくとも国連憲章と国際法に基づく世界秩序を破壊することであるが、政府は、O E C Sの要請がアメリカのグレナダ侵略を正当化するとの見解をとつているのか。

ウ アメリカの行動は、グレナダ政府の要請によらない、すなわち国連憲章第五十一条の集団自衛権に基づく行動でないことは明白である。つまり、アメリカの行動は国連憲章が禁止した戦争行為＝侵略行為ではないか。政府の見解を問う。

五 アメリカは、この侵略の後の計画として、イギリスのグレナダ総督に臨時政府を樹立させることが伝えられている。

グレナダ人民の独立と主権を武力で破壊し、自らに都合のよい政権をつくろうとすることに政府は反対なのかどうか。

また、そのような政権は認めない態度なのかどうか、明確にされたい。

右質問する。

グレナダ総督

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

グレナダ総督（グレナダそうとく、Governor-General of Grenada）は、英連邦王国に属するグレナダの国家元首である国王（イギリス国王が兼ねる）の代理人としての総督である。

グレナダ侵攻

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

グレナダ侵攻（グレナダしんこう、英語：Invasion of Grenada）は、1983年にカリブ海に浮かぶ島国グレナダでクエーターが起きた際、アメリカ軍および東カリブ諸国機構（OECS）および、バルバドス、ジャマイカの軍が侵攻した事件である。

背景

PRG 政権の成立

イギリスの植民地であったグレナダは1974年に独立した。当時、首相だったエリック・ゲーリー（英語版）とその一族は組織化したギャングによる敵対派への厳しい対応で知られており、外国資本と癒着し独裁を強め失業と貧困が広がり深刻化していった。

これに対し福祉・教育・自由の共同努力を掲げる「ニュー・ジュエル運動」を中心としたクエーターが1979年に起こり、これによりゲーリー政権は軍・秘密警察と共に崩壊した。そして、新たにモーリス・ビショップが首相に就任し、人民革命政府（英語版）（PRG）を樹立した。PRGは憲法を停止し、議会を解散してイギリス式民主主義を非難する一方で[2]、商工会議所など国内各所層の幅広い支持を受け医療や教育や観光事業の近代化に着手していった。

また、周辺地域である西インド連合州（WIAS）[注 1] は革命を違法であると認定し、PRGを不承認する決議を行ったが、実際に不承認とできたのは独立国であったドミニカ国とセ

ント・ルシアのみであった[3]。1980年にはPRGがフォーブス・バーナム（英語版）政権を批判したためガイアナとの関係が悪化し、ジャマイカでも左派政権が倒れたために次第にグレナダは孤立化していった[4]。一方でグレナダは東側諸国に明確に接近しており、ソ連のアフガニスタン侵攻に対する国際連合の非難決議にキューバとともに反対し、政権成立直後からキューバなどによる軍事援助も受けていた[2]。

一方でアメリカ合衆国大統領に当選したロナルド・レーガンは、共産主義と対決する姿勢を明確にしており、1980年11月に「カリブ海イニシアチブ」を発表しカリブ開発銀行（英語版）に援助を与えるが、銀行はグレナダに対して援助してはならないと声明した[5]。この措置はカリブ共同体諸国の反発を招き、かえってWIASを除くカリブ海諸国をグレナダと共存する意志で結束させることとなった[5]。1981年にはWIASが東カリブ諸国機構（OECS）に発展し、グレナダもその一員となった。

グレナダの孤立化

しかし周辺諸国のPRG政権への不信任は払拭されたわけではなく、1982年12月には地域安全保障システム（ECSS）が成立した。これはOECSからグレナダとセントクリストファー・ネイビス、英領モントセラトを除き、バルバドスを加えた地域安全保障システムであり、グレナダのPRG政権を警戒してのものであった[5]。グレナダはソビエト連邦やキューバをはじめとする共産圏諸国と軍事協定を結んでいただけでなく[5][2]、3000人の兵力を持つ東カリブ圏内における軍事大国であったためである[5]。

1983年3月以降、レーガン大統領はグレナダの軍事基地化を明確に非難するようになった。3月23日には、グレナダに巨大空港が建設されようとしていることを指摘し、これはソ連の軍事基地となると訴えた[6]。また同時期にはOECSとアメリカの軍艦が、バルバドスの軍港から出港してグレナダ海域に接近するという示威行動を取っている[7]。

就任直後からグレナダ侵攻を想定した軍事演習をプエルトリコのビエケス島で行うなど圧迫を強めていった。

政 変

1983年10月13日、ビショップ首相が急進的なレーニン主義者であるバーナード・コード（英語版）副首相を担いだハドソン・オースティン人民軍司令官によって監禁された[8]。アメリカは翌15日にビショップ救出をバルバドス政府に依頼するなどしていたが[7]、19日にはビショップ派の国民が蜂起し、軍と戦闘が起き、その最中逃亡したビショップら閣僚が軍によって銃殺される事態となった[9]。コードとオースティンの革命軍事評議会政府（RMC）が成立し、グレナダ総督は投獄され、戒厳令が出されるなど事態は緊迫化した[7]。

20日、アメリカ政府内の小グループ、特別状況チーム（SSG、ジョージ・H・W・ブッシュ副大統領が議長）はグレナダへの侵攻計画を策定し、レーガンも侵攻を決めた。アメリカが侵攻の理由として表明したのは、キューバ及びソ連がグレナダに介入していること、グレナダの民主主義を守ること、グレナダにいるアメリカ人学生の安全を守るためということであった[6]。

21日、バルバドスで、グレナダを除くOECS諸国とバルバドスの緊急会合が行われ、ジャマイカとアメリカを招請してグレナダに侵攻する決議を採択した[7]。この会議では「OECS条約8条に基づく適当な措置」を執り、グレナダ総督のもとで民主的な選挙開催を要求するというものであった[7]。ただしOECS条約による軍事措置は「外部からの侵攻」を根拠とする必要があり、この点は国際社会からの非難を受けることになった[10]。同日、グレナダでは戒厳令が解かれ、24日には商店や学校が再開している[8]。

一方で22日から23日にかけて行われたカリブ共同体の緊急会合もグレナダ総督の元での民主的な総選挙と、RMC政権を非難することでは一致していたが、カリブ諸国による平和維持軍の派遣については意見が分かれた。軍の派遣を主張するOECS諸国に対して、トリニダード・トバゴ、ガイアナ、ベリーズ、バハマが強く反対したこともあり、会議は物別れとなった[11]。

国際社会の反応

国際連合では侵攻開始直後の10月25日から10月28日にかけて、緊急安全保障理事会が開催され、ガイアナ、ニカラグア共同案が採決に付されたが、アメリカ合衆国の拒否権発動によってこの案は否決され、11月2日の国連総会の審議に付された後、賛成108、反対9、棄権27でガイアナ、ニカラグア共同決議案にベルギー修正案が付加された案が可決された[10]。この国連修正案は軍事干渉の国際法違反への憂慮、グレナダの主権保全、外国軍の即時撤退などが盛り込まれた案であったが、アメリカ合衆国軍と東カリブ諸国機構軍はこの決議に反せずに平和維持軍と改名して侵攻後の治安維持に当たり、結果的に国連決議に反する処理がなされた[13]。

米州機構では侵攻翌日の10月26日に理事会特別会議が開催され、31加盟国の内キューバとスリナムが欠席、15カ国が侵攻を非難、11カ国が侵攻を支持という結果となり、票決がなされないまま会議は終了した[14]。

イラク戦争

出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

イラク戦争（イラクせんそう）とは、アメリカ合衆国が主体となり2003年3月20日から、イギリス、オーストラリアと、工兵部隊を派遣したポーランド等が加わる有志連合によって、虚偽のイラク武装解除問題の大量破壊兵器保持における進展義務違反を理由とする『イラクの自由作戦』の名の下に、イラクへ侵攻したことで始まった軍事介入である[87][88][89][90]。

正規軍同士の戦闘は2003年中に終了し、同年5月にジョージ・W・ブッシュ米大統領により「大規模戦闘終結宣言」が出たが、アメリカが指摘した大量破壊兵器の発見に至らず、さらにイラク国内の治安悪化が問題となり、戦闘は続行した。2010年8月31日にバラク・オバマ米大統領により改めて「戦闘終結宣言」と『イラクの自由作戦』の終了が宣言され、翌日から米軍撤退後のイラク単独での治安維持に向けた『新しい夜明け作戦』が始まった。

そして2011年12月14日、米軍の完全撤収によってオバマが、イラク戦争の終結を正式に宣言した[91]。